

非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浅間の杜の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）及びその他の委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2. 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
3. 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
4. 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

2. この法人の全理事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。
3. この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

(報酬等の支給時期)

第5条 役員等の報酬等の支給時期は、出席の都度とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に現金支給するものとする。

2. 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第7条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第8条の報酬および実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合でも、第8条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第8条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第9条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第10条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外において、法人及び施設に係る苦情の対応の業務にあたった場合は、別表2より報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

別表 1 役員報酬 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等	4,000円	1,000円	
評議員会出席報酬等	4,000円	1,000円	
苦情対応第三者委員	4,000円	1,000円	
地域密着運営推進委員会議 出席報酬等	4,000円	1,000円	
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	4,000円	1,000円	

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬	4,000円	1,000円	
理事及び評議員業務報酬等	4,000円	1,000円	
監事監査指導報酬等	4,000円	1,000円	
苦情対応第三者委員	4,000円	1,000円	

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	15000円以内の実費	4,000円(1日)	実 費